

令和4年9月吉日

出荷者各位

東京食肉市場株式会社

牛生体に付着した「ヨロイ」の完全除去について（ご依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より当市場へのご出荷につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件について、令和3年6月より「HACCPに基づく衛生管理」が制度化され、当市場においても施行されて1年が経過しました。しかしながら、現在でも「ヨロイ」や「汚れ」が著しく付着した牛生体が散見され、東京都中央卸売市場食肉市場並びに東京都芝浦食肉衛生検査所より厳しく改善指導が発せられているところです。

つきましては、生体搬入時に「ヨロイ」が体表に付着したものについて下記のとおり荷受不可となりますので、「ヨロイ」の完全除去を実施の上、出荷いただきますようお願いいたします。

敬具

記

1. 実施内容および実施時期：

「ヨロイ」基準A、B、C判定にもとづき以下のとおり。

(1) Aランク：令和4年11月1日より荷受不可。

(2) B・Cランク：令和5年4月1日より荷受不可。

2. 「ヨロイ」基準書：別添のとおり。

※当社ホームページにも掲載しています。

なお、荷受不可となった生体の事故やその他のと畜場への転送等にかかる手配・作業・費用については出荷者負担となりますので予めご了承願います。

以上